

## 岡崎市教育委員会賞の交付に関する取扱基準

制定：平成22年 3 月 5 日

### （趣旨）

第1条 この基準は、岡崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育、文化及びスポーツに関する事業の振興を図るため、各種団体が主催する事業において、優秀な成績を収めた者を賞するために交付する賞（以下「教育委員会賞」という。）の交付基準及びその手続等について必要な事項を定めるものとする。

### （交付基準）

第2条 教育委員会賞は、次の各号のいずれかに該当する事業に交付する。

- (1) 岡崎市内で開催され、広く市民を対象として行う事業
- (2) 前号のほか、特に教育委員会が必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、教育委員会賞の交付は行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (3) 政治活動に関する事業
- (4) 宗教活動に関する事業
- (5) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1項に規定する暴力団と関係がある事業又はそのおそれのある事業
- (6) その他教育委員会賞を交付することが適当でない事業

### （交付内容）

第3条 教育委員会賞の交付内容は、次に掲げるとおりとし、第1号及び第2号に掲げるものを合わせて交付することができる。

- (1) 賞状
- (2) トロフィー等の副賞

2 一会計年度における同一の主催者の事業に対する副賞の交付は、1年を通じ3本までとする。ただし、市内の学区が主催者となる事業については1年を通じ5本までとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める事業については、副賞を交付することができる。

### （申請手続）

第4条 教育委員会賞の交付を受けようとする者は、岡崎市教育委員会賞交付申請書（以下「申請書」という。）に開催要項等の事業内容を示す資料を添付して、当該事業開催日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。

### （交付決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請書等を審査し、適当と認めた場合は、教育委員会賞を交付するものとする。

( 交付決定の取り消し )

第 6 条 教育委員会は、教育委員会賞の交付を決定した後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付を取り消すことができる。この場合、交付を取り消された者は速やかに賞状及び副賞を返還しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
- (2) 正当な理由がなく、申請内容と異なる事業を実施したとき。
- (3) 第 2 条第 2 項各号の規定に該当することが判明したとき。

( 雑則 )

第 7 条 この基準に定めるもののほか、教育委員会賞の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年 4 月 1 日から適用する。